

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち昭和54年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額記録について、昭和54年4月及び同年5月については17万円、同年6月及び同年7月については16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和55年1月1日から56年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和55年1月1日に、資格喪失日を56年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を55年1月から同年9月までの期間については16万円、同年10月から56年1月までの期間については、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和55年1月1日から56年2月1日まで

申立期間①については、給与支払明細書では標準報酬月額17万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録においては、標準報酬月額が11万8,000円とされているので、標準報酬月額の記録を実際の控除額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社に勤務し、自動販売機の設置業務をしていた。私が保管している給与支払明細書で同社において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが証明できるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額及び報酬月額に基づく標準報酬月額がいずれも 17 万円であることから 17 万円とすることが妥当である。また、同年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額（16 万円）が保険料控除額に基づく標準報酬月額（17 万円）を下回っていることから 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人が所持する給与支払明細書の記録により、申立人が申立てに係る事業所に昭和 55 年 1 月 1 日から 56 年 1 月 31 日まで勤務し、55 年 1 月から 56 年 1 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A 社は、申立期間当時、適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は昭和 54 年 11 月 20 日から法人事業所であり、申立期間当時の事業主の妻の証言により常時 5 人以上の従業員が勤務していたことが推認されることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 55 年 1 月から同年 9 月までは 16 万円、同年 10 月から 56 年 1 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所として管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 から 40 年 3 月 まで

私は、結婚後、地区の集金人から未納となっている国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、何年さかのぼったかは記憶に無いが、2か月分ずつ毎月集金してもらった。未納分を納付し終わった時に、集金人が、「これで完納できた。」と言ったことを記憶している。

申立期間が未納と記録されていることに納得がいかないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立期間を含め、未納であった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の婚姻日は、昭和43年11月*日であり、この婚姻日時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間の検印済記録欄に「時効」と記載されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年10月3日に払い出されており、この時点においても申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年 8 月から平成 3 年 3 月まで
両親によると、私が20歳に到達した時、まだ学生であったが、父が国民年金の任意加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料については、父が職場に来る銀行の外交員を通じて欠かさず納付していたはずとのことであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A市町村保管の年金番号払出簿の記録、及び同市からの回答によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 3 月13日にA市町村役場B支所を通じて交付されたものであることが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳の被保険者となった日の欄には、資格取得日である昭和62年*月*日の下に、「3、3、13」との日付が記載されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、平成 3 年 3 月ごろに行われたものと推認されるところ、この時点において、申立期間の一部（昭和62年 8 月から平成元年 1 月まで）は時効により保険料が納付できない期間に該当する。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父も、当時の保険料納付についての記憶はあいまいである。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月及び同年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月
② 昭和49年6月から50年3月まで

申立期間については、同居の母親が、両親と私の国民年金保険料を自宅で集金人に納付したはずである。

両親はすべて納付済みとなっているのに、私は未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月23日に払い出されており、この時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は過年度分となるが、申立人の当時の住所地であるA市町村（現在は、B市町村）では、集金人は過年度保険料を取り扱っておらず、申立人の主張には不自然さが見られる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①及び②の国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、申立期間①及び②の保険料は集金人に納付していたと供述しており、さかのぼって納付書により金融機関等において納付したとの主張は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻がA市町村（現在は、B市町村）役場において夫婦二人分を納めていた。妻は納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは間違いであるから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月11日から同年4月1日までの間に交付されたものと推認され、このほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、上記記号番号の交付時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の妻に照会したところ、夫婦二人分の保険料を1年分さかのぼって納付した覚えはあるが、何年分もさかのぼって納付した覚えは無いと供述している。なお、申立人及び申立人の妻の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間直後の昭和52年度の保険料について、昭和53年5月18日に夫婦共に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年5月まで
申立期間については、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、送られてきた納付書により、近くの銀行で納めていた。申立期間の保険料が未納と記録されているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年10月24日に払い出されており、このほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記記号番号の払出日時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の第3号被保険者であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

申立期間については、当時、第3号被保険者期間になることは知らなかったし、その手続もしていないので、これまでどおり、送られてきた納付書で国民年金保険料を前納により銀行又は農協で納付していた。

申立期間の保険料の納付を認めて、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、昭和56年2月に国民年金に任意加入後、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納している。

また、オンライン記録及びA市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、任意加入当初の2か月分及び昭和62年度分を除き、国民年金保険料をすべて前納していることが確認できることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

ところで、昭和61年4月に国民年金法の改正があり、被用者年金制度の加入者の配偶者で一定の条件を満たす者については国民年金の第3号被保険者とされることとなり、その認定があった者については、以後保険料の納付を要しないこととされた。これに伴い、社会保険庁（当時）及び市町村は、当時、国民年金の任意加入被保険者に対して第3号被保険者への種別変更手続を実施するよう勧奨通知を送付しており、その手続を行った者が第3号被保険者として認定されることとなっていた。

この点について、申立人及びその夫は、申立期間当時、申立人の第3号被保険者への種別変更手続は行っておらず、申立期間が第3号被保険者期間となっていることを平成20年ごろまで知らなかったと供述しているところ、実際、申立期間の2年後の昭和63年4月から平成4年3月までの期間について、第3号被保険者期間であるにもかかわらず保険料を納付し、

平成 21 年 9 月にその期間の保険料を還付されている。また、A 市町村が保管する被保険者名簿では、申立期間について第 3 号被保険者であることを示す「3 号 B」の記載があるものの、オンライン記録においては、申立期間の第 3 号被保険者資格取得の届出処理日とその後の記録変更処理により把握できない状況にあることからすれば、申立人に昭和 61 年度の納付書が発行されていた可能性は否定できない。

これらの事情から、申立人は、自らが第 3 号被保険者となり、保険料の納付が不要になったことを自覚することなく、前納により保険料の納付を続けていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、第 3 号被保険者期間であるにもかかわらず、納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、国民年金の第 3 号被保険者であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。